(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　秋田県大館市比内町小坪沢字佐五郎沢九・北秋田郡上小阿仁村五反沢字上川原三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字佐五郎沢九・字上川原三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び上小阿仁村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十四年四月四日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　秋田県大館市早口字大比立内九の三、字畑の沢一〇、字上越通三〇の一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十四年四月四日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　秋田県大館市粕田字田ノ沢一五〇の一六、一五〇の三八、一五〇の三九、一五三の二（次の図に示す部分に限る。）、一五三の一五
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字田ノ沢一五〇の一六・一五〇の三八・一五〇の三九・一五三の二・一五三の一五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十四年四月四日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市夏山町字初石二四、二五の一から二五の三まで、二六の二、二七の一から二七の三まで、二七の六から二七の一一まで、二八、三一、三二、六五、六六の一、七二から七六まで、七九の一、七九の三、瀬戸市吉野町二一四、二一五の一、二一六の一、二一六の二、二五七、二五八の一、二五八の二、二八八、二九〇、二九五の二、二九七、広久手町二六五、二六六、豊田市菅生町石亀一、二、六の一、三三、三四、岩下四三の四、四六から五〇まで、五三、五五から六二まで、六二の一、六五から六八まで、梅ヶ沢二の一、加納一、二、八、九、一二、一四、一五の一、三一、皿田九、菅生六一、菅ノ入二〇の一、二一、千戸一二、中田八の一・一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五、森前二三、二五、二八の一、三七の四、三七の五、四二の一、永野町賀指一五、二五、栃ヶ入三〇、旭八幡町長坂六二の三、北設楽郡設楽町津具字合羽貸四の二八、字向落瀬九の一・九の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九の七、九の一七、九の一八、九の二八、字真久二、二の一、六の五五（次の図に示す部分に限る。）、六の六一、字瀬沢二五、五一の三一、五一の三三、字五六上一二の九、一二の一四、西納庫字木戸洞一の六一、字本洞一の八八・一の一一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字長根六、八橋字知生一の五、字西知生一三二の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字初石二七の一・二八・三一・七二・七五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに関係市役所及び設楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十二号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
　平成二十四年四月四日
　　農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字横平七二の三四、下黒川字上畑三八の一から三八の三まで、三九、三九の七、古真立字釜津五、六（次の図に示す部分に限る。）、七、八、東栄町大字東薗目字大入四一、四二、四三の三、四三の四、四四、四五、四六の一、四六の二、五〇の四、五一の一、大字三輪字下深谷一六、一二六の一から一二六の四まで、一二七、一二九、一三五、一三八、一三九、一四〇の三、一四一の一から一四一の三まで、設楽町東納庫字酉ノ山二、津具字泥沢二二の六二、二二の六五、字西高山一七の二、一九の四、二二の六三、二二の七〇、一八・二二の四九・二二の七一・二二の七三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
(一)　指定の目的　水源のかん養
(二)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字横平七二の三四・字上畑三九・三九の七・字釜津五・八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村上黒川字伊香一七の二、一九の一、三沢字横手四八の一から四八の三まで、四八の四・四九・五〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、坂宇場字中野二一の二、東栄町大字西薗目字椴ノ場一、二、二の一、三の一、五、七の一、七の三、八の一、八の二、九、六・七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字向山六、字下小田敷三から五まで、五の一、七の一、三二、三四、